

第4章 排水設備に関する制度と事務手続

第1節 排水設備指定工事店制度

1 基本的事項

本市では、下水道条例で「排水設備等の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し管理者が定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として管理者が定めるところにより管理者が指定したものでなければ、行ってはならない。」と定め、いわゆる排水設備指定工事店制度を採用している。

排水設備指定工事店制度は、試験制度により認定された責任技術者を専属させることを指定要件の一つとし、排水設備に関して一定水準以上の技術的能力を確保しようとするものである。

排水設備の工事が適切に施工されないと、下水の流れが悪くなったり、悪臭が発生したりして、排水設備を設置した目的が十分に達成されず、さらに公共下水道の機能を阻害することとなる。このように排水設備の技術的能力の確保を図る必要から、多くの都市では排水設備指定工事店制度が採用されており、下水道事業の遂行において大きな役割を果たしている。

また、この制度は、技術的水準の確保を図るだけでなく、市の側からは、融資あっせん制度などの窓口となり、市民の側からは、安心して工事を依頼できることと、合わせて事務手続の協力ができるといった面でも有効に機能している。

2 排水設備指定工事店の指定

本市では、桑名市下水道排水設備指定工事店規程を制定し、指定排水設備工事店の指定の基準等を詳細に定めている。

排水設備指定工事店制度を円滑に運営していくためには、排水設備指定工事店の要件である「技術能力」と排水設備指定工事店に市民が求める「信用」が確保されていることが不可欠である。

この意味から桑名市下水道排水設備指定工事店規程（以下、「排水設備指定工事店規程」という。）では、「排水設備指定工事店の指定」をはじめ、「指定の申請」、「指定の取り消し又は一時停止」、「責任技術者の責務」など指定に関わる詳細な定めを設けている。

なお、排水設備指定工事店の指定としては、以下の5点を満たしていることが条件である。

- ① 責任技術者が1名以上専属していること。
- ② 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- ③ 三重県内に営業所があること。
- ④ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 工事業者(法人にあっては、代表者。以下この号において同じ。)が精神の機能の障害によ

第4章 排水設備に関する制度と事務手続き

り排水設備工事業の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

イ 工事業者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合

ウ 工事業者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない場合

エ 工事業者が、排水設備指定工事店規程第10条第2項の規定により指定工事店としての指定を取り消されてから2年を経過していない場合

オ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者いる場合

- ⑤ 前項第4号エの規定に該当する場合で、当該排水設備指定工事店が法人であるときは、その代表者が、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として排水設備指定工事店の指定を受けることができない。

(排水設備指定工事店規程参照)

3 排水設備指定工事店の義務

排水設備指定工事店は、法令等に従い誠実に排水設備工事を施工しなければならない。また、排水設備指定工事店規程では、排水設備指定工事店が工事施工に際し、あるいは指定排水設備工事店として活動するに際しての具体的な義務について規定している。

排水設備指定工事店規程第6条では、排水設備指定工事店の責務及び遵守事項について排水設備指定工事店に義務を課している。

また、排水設備指定工事店規程第9条では、「指定工事店は第3条（排水設備指定工事店規程）の指定要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、直ちに指定工事店指定辞退届（様式第6号（排水設備指定工事店規程））を管理者に提出しなければならない。」と定められている。さらに、次のいずれかに該当するときには、速やかに指定工事店異動届（第7号様式（排水設備指定工事店規程））を管理者に提出しなければならない。

- ① 組織を変更したとき。
- ② 代表者に異動があったとき。
- ③ 商号を変更したとき。
- ④ 営業所を移転したとき。
- ⑤ 専属する責任技術者に異動があったとき。
- ⑥ 代表者の住所に変更があったとき。

(排水設備指定工事店規程参照)

第4章 排水設備に関する制度と事務手続き

その他にも、災害等緊急時に、排水設備の復旧に関し管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならないと排水設備指定工事店規程で定めている。

4 責任技術者の責務及び専属

責任技術者は、下水道に関する法令、条例、上下水道事業管理規程その他管理者が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなければならない。

排水設備工事が適正に施工されるために、設計から施工までのすべての過程について責任技術者は責任をもって監督することが必要であり、責任技術者が排水設備指定工事店に所属する場合は、同一期間内に2以上の排水設備指定工事店に所属することはできない。

責任技術者はきわめて重要な職責を有するものであるから、本市では、責任技術者となるには、公益財団法人三重県下水道公社（以下、「公社」という。）が実施する責任技術者試験に合格し、公社の資格認定者名簿に登録され、責任技術者証を発行されなければならない。また、責任技術者の被登録資格の有効期間は5年間となっているので、資格の継続には公社が実施する更新講習を受講しなければならない。

5 事務連絡会

排水設備指定工事店又は責任技術者は、事務連絡会に出席しなければならない。

排水設備指定工事店による排水設備工事の適正な施工等を確保するため、排水設備指定工事店又は責任技術者は、管理者が開催する事務連絡会に出席しなければならない。出席しなかった排水設備指定工事店には、罰則が適用される（参考資料「桑名市下水道排水設備指定工事店の違反行為に対する処分に関する内規（抜粋）」参照）。

第2節 排水設備工事の事務手続き

1 申請者、事務手続き者

排水設備指定工事店が排水設備工事の申込みを受けた場合は、工事を行う際に必要な書類などの作成や事務手続きを申請者に代行して行わなければならない。

排水設備等の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

2 排水設備工事に係る事務手続

事務手続きの流れを図一41に示す。

排水設備などの工事に係わる業務の窓口はナウス給排水設備受付窓口とし、以下によるものとする。

<ナウス給排水設備受付窓口が窓口となる業務>

下記のいずれかに該当する業務

- ① 公共下水道供用区域における排水設備工事に係る設計相談
- ② 公共下水道供用区域における排水設備工事の申請・審査・検査に係る業務

<上下水道部営業課が窓口となる業務>

上記以外の全ての業務

(1) 工事着手前に必要な書類

排水設備等の工事を行おうとする者は、あらかじめ「排水設備設置確認申請書」に図面などの必要な書類を添付し、排水設備指定工事店を経由して管理者へ提出する。

排水設備指定工事店は、排水設備等の工事を行う前に、以下の書類を提出し、管理者の確認を受けなければならない。

- ①排水設備設置確認申請書（様式第1号）・・・必ず提出
- ②排水設備工事設計書・・・必ず提出
- ③除害施設設置確認申請書・・・必要に応じ提出

第4章 排水設備に関する制度と事務手続き

- ④水栓便所改造等資金融資あっせん申請書・・・必要に応じ提出
- ⑤浄化槽設置に掛かる補助金申請・・・必要に応じ提出

※ 提出部数は、各書類とも1部

(提出先)

住所：桑名市役所 多度地区市民センター 1階 ナウス給排水設備受付窓口
(桑名市多度町多度一丁目1番地1)

委託業者：名古屋上下水道総合サービス株式会社

連絡先：0594-49-2188

FAX：0594-49-2189

排水設備等の新設等の工事は、排水設備設置確認書の交付を受けた後でなければ実施してはならない。

管理者は、排水設備設置確認申請書等が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて確認を行い、排水設備確認書(様式第3号)及び排水設備工事設計書(市承認印有)を申請者へ交付する。排水設備指定工事店は、当該書類を申請者へ渡し、申請者が内容を確認した後に工事の着工が可能となる。

(交付書類の受取先)

多度地区市民センター 2階 連絡箱

(2) 工事完了時に必要な書類

排水設備等の新設等を行った排水設備指定工事店は、その工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出なければならない。

排水設備指定工事店は、排水設備工事設計書等にもとづき、排水設備等の新設等を行い、その工事が完了後、工事完了日を含め5日以内に以下の書類を管理者へ提出しなければならない。

- ①排水設備工事完了届(様式第4号)・・・必ず提出
- ②排水設備工事設計書(市承認印有)・・・必ず提出
- ③排水設備自主検査報告書・・・必ず提出
- ④除害施設工事完了届(様式第4号)・・・必要に応じ提出

第4章 排水設備に関する制度と事務手続き

⑤下水道使用開始届

・・・水道水以外の使用がある場合

「水道水以外の水の使用届」を提出

※ 提出部数は、各書類とも1部

(提出先)

住所：桑名市役所 多度地区市民センター 1階 ナウス給排水設備受付窓口

(桑名市多度町多度一丁目1番地1)

委託業者：名古屋上下水道総合サービス株式会社

連絡先：0594-49-2188

排水設備工事設計書（市承認印有）は、内容に関し軽微な変更を伴う場合、朱書きにて書込みを行い提出すること。また、大幅な変更を伴う場合については、再度設計書を作成し、提出すること。

(3) 工事完成検査

排水設備工事完了届を受理後、責任技術者の立会のもと現場検査を行い、工事が適正に実施されたかの確認を行う。

排水設備等の設置及び構造が関係法令の規定に適合するものであるかどうかについては、あらかじめ申請を受けて、その計画の確認を行うが、工事完了後の設置状況の確認も重要であり、この確認を行うのが工事の検査である。

排水設備等工事の検査については、条例第6条第1項において、「排水設備等の新設等を行った者は、その工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出なければならない。」と規定している。現地立会は、責任技術者の立会のもと現場検査を行う。なお、申請者の立会は任意となるが、立会の日時については、事前に当該工事を行った業者から申請者へ周知しなければならない。

同条第4項においては「管理者は、排水設備等の接続確認の結果、公共下水道の機能を著しく阻害すると認めるときは、改善を命ずることができる。」と規定しており、不備があった場合、検査日から7日以内に手直しを行い、ナウス給排水設備受付窓口へ報告を行うものとする。

第4章 排水設備に関する制度と事務手続き

《排水設備工事設計書の書き方》

様式第1号(第4条関係)

排水設備設置確認申請書

(あて先) 桑名市長

年 月 日

住所(所在地) 申請者住所(現住所)
桑名市多度町多度1丁目1番地1

申請者(設置者)氏名(名称) 下水 太郎 (電話 49-2022)

排水設備: 台所・風呂・洗面・浄化槽・洗濯等
水洗便所: 汲み取りトイレを水洗に改造

新設: 初めて公共下水道の使用申請を提出するとき
増設: 既に接続済で増築や既設管を改造する場合
改築: 既に接続済であり取壊し後新築する場合

申請日の記入確認

申請者(設置者)本人が署名する場合、押印が省略できます。

次にとおり申請します。

申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 排水設備 <input type="checkbox"/> 水洗便所	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築
設置場所	桑名市中央町2丁目37番地 自家 借家	
使用者	使用者	住所 桑名市多度町多度1丁目1番地1 氏名 下水 太郎
	排水人口	家族 同居人 通勤者 計 世帯数 5名 1名 1名 5名 1
[下水道使用料未納者]	水道水	水道水以外に井戸、温泉等が無いか注意すること。
	井戸水	水道水、井戸水 その他()
水道水以外に井戸、温泉等が無いか注意すること。	水道水	水道水以外に井戸、温泉等が無いか注意すること。
水道水以外に井戸、温泉等が無いか注意すること。	井戸水	水道水以外に井戸、温泉等が無いか注意すること。
水道水以外に井戸、温泉等が無いか注意すること。	その他	水道水以外に井戸、温泉等が無いか注意すること。
水道水以外に井戸、温泉等が無いか注意すること。	水道水	水道水以外に井戸、温泉等が無いか注意すること。
水道水以外に井戸、温泉等が無いか注意すること。	井戸水	水道水以外に井戸、温泉等が無いか注意すること。
水道水以外に井戸、温泉等が無いか注意すること。	その他	水道水以外に井戸、温泉等が無いか注意すること。
工事実施の期日又は期間	着工予定日	施工予定日を記入
排水設備工事施工者	住所(所在地) 指定工事店住所	氏名(名称) 指定工事店名 印
権利者の承諾欄(該当者のみ記入)	使用者	住所 桑名市多度町多度1丁目1番地1 氏名 下水 太郎 印
	家屋所有者	住所 桑名市多度町多度1丁目1番地1 氏名 下水 太郎 印
	土地所有者	住所 桑名市中央町2丁目37 氏名 上水 一郎 印
添付書類	1 付近見取図 2 平面図…汚水 3 見積書(排水)	

※ 申請者は、これより上欄を記入

使用者・家屋所有者・土地所有者を申請者より確認し必ず印鑑を押印してください。土地所有者が複数の場合は裏面または別紙

使用者等の本人が署名する場合、押印が省略できます。

上記の申請に基づき次のとおり決定します。								受付	・	・
部長	次長	課長	主幹	課長補佐	係長	主査	係	起案	・	・
								決裁	・	・
決定区分	<input type="checkbox"/> 確認する <input type="checkbox"/> 確認しない						通知	・	・	
確認年月日及び番号	年 月 日第 号		排水設備設置確認書 発行年月日			年 月 日				
なお、決裁の上は、排水設備設置確認書を発行します。										

排水設備 工事設計書

指定工事店名 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
 (電話)
 責任技術者氏名 桑名市指定工事店に申込されている責任者

位置図 (住宅地図)

住宅地図等貼り付ける。
 申請地がわかりやすいように
 斜線または色を塗る。

設置場所 桑名市 中央町2丁目37番地 氏名 桑名 太郎

下水道施行箇所を記入

完成時、軽微な変更の時は、変更箇所を朱書きして下さい。
 変更箇所が多い時は、別紙(コピー)で再作成し提出して下さい。

平面図 (排水系統図)

設計書注意事項

- ・下水道排水設備指針と解説を参考にわかりやすく記入。
- ・敷地の外枠を必ず記入。(敷地が縦長等の場合は、//を使用する。)
- ・汚水枡・雨水枡の深さ(H=)を記入。
- ・管種、口径、延長をわかりやすく記入。
- ・汚水、雨水ルーフトを記入。(桑名市は、汚水・雨水の分流方式)
- ・既設管は、破線で記入。
- ・排水管の延長が、管径の120倍を超えない範囲内において適切な維持管理が可能となること。
- ・排水管のφ75の使用は、管路延長が3.0m未満で最上流部に限られます。
- ・(但し、既設管を除く。既設建物等で敷地に余裕が無くφ75を使用する場合は理由書「申請者及び指定工事店の署名・捺印」を添付。)
- ・既存住宅の下水道への切替で、既設管・既設枡を使用する場合は、接続継や汚水管へ雨水が流入しないか、十分に確認を行うこと。汚水枡でコンクリート製枡を使用する場合には雨水流入が無いような構造とすること。
- ・屋外手洗い場(ガーデンハン)・足洗い場等の取り扱いについて原則、雨水管へ接続すること。ただし、屋根の下にあり雨水の流入がない場合や、使用実績によつては汚水管に接続すること。なお、汚水管に接続する場合で、雨水混入の可能性がある場合は、未使用時は栓等で塞ぎをすることを、申請者に説明すること。
- ・給湯器・エコキュート等のドレン排水は雨水扱いとしても良いが、特にエコキュートはコンプレッサー等からの水が大量に出ることから、オーブン側溝又はL型側溝へ放流する際に苦情の原因となることがあるため申請者及び付近住民に説明すること。
- ・宅内の最終汚水枡は、市民境界から1m以内とする。
- ・(困難な場合は、営業課と協議すること)
- ・管勾配については設計書に記入は必須としませんが、施工にあたって2/100以上とする(但し、やむを得ない場合は1/100以上とすることが出来る)
- ・事業所等の除外施設規模を記入すること。管理面等を配慮して、責任を持って申請指定工事店として、申請者に申請・維持管理にあたること。
- ・事務・排水設備設計・施工に当たっては、図面に明記すること。
- ・排水ヘッダーを使用する場合は縮小しない。
- ・排水の下方方向の管径を縮小しない。
- ・必要に応じて、通気管を設け封水の保護をすること。
- ・露出配管はV.P管を使用すること。
- ・樹は、起点・終点・会合点・屈曲点その他維持管理上必要な箇所に設けること。
- ・樹が設置出来ない場合は掃除口を設けること。

・見層配管については黒
 ・変更配管については赤で記入
 ・既設管は破線で記入

第4章 排水設備に関する制度と事務手続き

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器		トラップ付	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管	VP	一般管
小 便 器		トラップ付		VU	薄肉管
浴 場			硬 質 塩 化 ビ ニ ル 卵 形 管	EVP	
流 し 類			鉛 管	LP	
洗 濯 機		床排水、浴場に 排水してあるも のは除く	浄 化 槽		現場の形状に合 わせた大きさ、 形
手洗器、洗面器			底 部 有 孔 ます		丸 ます 角 ます
床 排 水 口					
ト ラ ッ プ			公 共 汚 水 ます		
掃 除 口			公 共 雨 水 ます		
露 出 掃 除 口			側 溝 (道 路)		
阻 集 器			ト ラ ッ プ ます		丸 ます 角 ます
排 水 管					
通 気 管			雨 ど い		
立 管			境 界 線		黒又は青
排 水 溝 (宅地内)			建 物 外 壁		同上
汚 水 ます		丸 ます 角 ます	建 物 間 仕 切 り		同上
ド ロ ッ プ ます (汚 水)		丸 ます 角 ます	新 設 管 (汚水管及び雨水管)		
分 離 ます					
雨 水 ます		丸 ます 角 ます	既 設 又 は 在 来 管		
ド ロ ッ プ ます (雨 水)		丸 ます 角 ます			
陶 管	TP		鋼 管	GP	
陶 製 卵 形 管	ETP		鑄 鉄 管	CIP	
鉄 筋 コンクリート管	CP		耐 火 二 層 管	FDP	
			強 化 プ ラ ス チ ッ ク 複 合 管	FRPM	
浸透ます			浸透管		緑色
床下集合配管 部			デイスポージャー (排水処理シ ステム型)		

注) 既設の柵等は破線で表示する。

第4章 排水設備に関する制度と事務手続き

《除害施設設置確認申請書の書き方》

条例9条 除外施設の設置等
 排除基準に適合しないときは除外施設を設置しなければならない。
 ・特定事業所にあてはまらない事業所（厨房施設・店舗等）
 除外施設とは・・・
 対し下水による障害を除去するための施設。
 主に、グリストラップ等

様式第2号(第4条関係)

除害施設設置確認申請書

(あて先) 桑名市長

申請日を記入
年 月 日

住所(所在地)
申請者住所
桑名市多度町多度1丁目 番地1
下水 一郎
氏名(名称)
(電話 49-2022)

新設
増改築

初めて公共下水道の使用申請を提出するとき
既に接続済で増築や既設管を改造する場合
既に接続済であり取壊し後新築する場合

次にとおり申請します。

申請者(設置者)本人が署名する場合、押印が省略できます。

申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築		
設置場所	桑名市中央町2丁目37番地		
工事実施の期日 又は期間	着工予定日	施工予定日を記入 年 月 日	完成予定日 排水設備の工事が完成する 年 月 日 予日を記入
使用者	住所(所在地)	桑名市中央町2丁目37番地	
	氏名(名称)	桑名 一郎	印 (電話〇〇-〇〇〇〇)
除害施設工事 施工者	住所(所在地)	指定工事店住所	
	氏名(名称)	指定工事店名	印 (使用者等の本人が署名する場合、押印が省略できます。)
排水設備工事 施工者	住所(所在地)	指定工事店住所	
	氏名(名称)	指定工事店名	印 (電話〇〇-〇〇〇〇)
排除汚水量	月平均	50 m ³ /月	上水道 井戸
	日最大	2 m ³ /日	
汚水の種類	厨房施設排水		
生産品名	飲食類		
添付書類	1 付近見取図 2 施設構造図 3 排水系統図		

※申請者は、これより上欄を記入してください。

上記の申請に基づき次のとおり決定します。								受付	・	・
部長	次長	課長	主幹	課長補佐	係長	主査	係	起案	・	・
								決裁	・	・
決定区分	<input type="checkbox"/> 確認する				<input type="checkbox"/> 確認しない			通知	・	・
確認年月日 及び番号	年 月 日 第 号			除害施設設置確認書 発行年月日			年 月 日			
なお、決裁の上は、除害施設設置確認書を発行します。										

第4章 排水設備に関する制度と事務手続き

《水栓便所改造等資金融資あっせん申請書の書き方》

様式第1号(第9条関係)

水洗便所改造等資金融資あっせん申請書

申請日を記入

年 月 日

(あて先) 桑名市長

連帯保証人について
桑名市内に在住の方。
同一世帯・原則不可
市税を滞納していない方

申請者
住所 桑名市多度町多度1丁目1番地1
氏名 下水 太郎 印
職業 公務員
(電話) 49-2022
連帯保証人
住所 桑名市中央町2丁目37
氏名 下水 花子 印
職業 無職
(電話) 24-1111

桑名市水洗便所改造等資金融資あっせん規則第9条第1項の規定により次のとおり申請します。

設置場所	桑名市中央町2丁目37番地		
指定工事店	指定工事店名		
工事費見積額	〇〇〇〇〇〇 円		
融資あっせん希望額	一般住宅50万まで 円	償還希望期間	最大36ヶ月 月
融資希望金融機関	桑名市金融機関 支店名まで記入 ※注意		
添付書類	市税納税証明書(連帯保証人となる者を含む。) 排水設備設置確認申請書		

※注意事項※

- ・融資あっせんを希望される場合は、申請書に金額をすべて記入し、それと同様の自社見積り様式にその内容を記載し、提出してください。
- ・1家庭1回限り
- ・共同住宅等については、1戸20万総額100万まで。
- ・桑名市の金融機関で利用できない機関(ゆうちょ銀行・三菱UFJ・漁協・十六銀行)
- ・申請後、決定通知書を発行しますので申請者に手渡しし、委任状の印鑑を10枚提出してください。
- ・工事完成後すみやかに、排水設備検査を実施し桑名市で銀行へ融資あっせん依頼書を提出します。
- ・銀行の融資が確定後指定工事店の指定口座に融資金額が入金されます。
- ・下記に、指定工事店様の振込口座先(銀行名・支店・口座番号)を記載。

第4章 排水設備に関する制度と事務手続き

《排水設備工事完了届・除害施設工事完了届の書き方》

様式第4号(第5条関係)

**排水設備工事完了届
除害施設**

提出日を記入
工事完成から5日以内

年 月 日

(あて先) 桑名市長

提出日を記入
工事完成から5日以内

住所(所在地) 申請者住所 

届 出 者 氏名(名称) 申請者氏名
(電話 申請者電話番号)

住所(所在地)

排水設備工 氏名(名称) 
事 施 工 者 (電話)

住所(所在地)

除害施設工 氏名(名称) 
事 施 工 者 (電話)

該当するものに
記入押印※

※本人が署名する場合、
押印が省略できます。

下記のとおり工事が完了したので届け出ます。

設 置 場 所	工 事 実 施 場 所	確 認 番 号	第 確 認 書 に 記 載 され っ て い る 番 号 号
工 事 内 容	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築	いずれかにし点	
完 了 年 月 日	年 月 日		

排水設備完成日

※ 届出者は、これより上欄を記入してください。

上記の届出による確認結果は次のとおりです。								受付	・	・
部長	次長	課長	主幹	課長補佐	係長	主査	係	起案	・	・
								決裁	・	・

届出は、工事完了後5日以内を厳守のこと。

(工事完成の届出) 下水道条例第6条第1項
(罰則) 下水道条例31条第2項

第4章 排水設備に関する制度と事務手続き

《排水設備自主検査報告書の書き方》

別表第1

排水設備自主検査報告書

提出日を記入
工事完成から5日以内

年 月 日

桑名市長 様

指定工事店
責任技術者氏名

必要な検査項目に関し、自主
検査を行い、チェックする。

印

下記のとおり自主検査を行いましたので報告します。

責任技術者本人が署名
する場合、押印が省略で
きます。

確認番号	確認書に記載 されている番号	申請者名	申請者の氏名		
検査項目			自主検査	確認欄	
				完了検査	手直工事
排水設備工事					
1	井戸水の排水の接続はない。		はい・いいえ		
2	水道及び温泉メータはそれぞれ1つ以下である。		はい・いいえ		
3	単体のディスポージャーは設置されていない。		はい・いいえ	確認欄(完了検査・手直 し工事)は記入しない。	
4	汚水と雨水は完全に分離してある。		はい・いいえ		
5	未接続の排水はない。		はい・いいえ		
6	排水管・柵下水が溜まっていない。(溜柵・分離柵・雨水柵を除く)		はい・いいえ		
7	柵の設置位置は基準に適合している。		はい・いいえ		
8	柵は管径の120倍毎に設置されているか。		はい・いいえ		
9	柵・蓋の破損はない。		はい・いいえ		
10	柵が突出したり、埋まっていない。		はい・いいえ		
11	汚水柵は雨水の入らない構造である。		はい・いいえ		
12	確認図面は現場と一致しており、不備はない。		はい・いいえ		
13	必要に応じて阻集器(トラップ)が設置されている。		はい・いいえ		
14	二重トラップではないか		はい・いいえ		
15	車両乗り入れ箇所の耐荷重蓋は適切か。		はい・いいえ		
16	汚水排水管に不明水の流入はないか。		はい・いいえ		
17	公共汚水柵と取付管接続は適切か。		はい・いいえ		
18	床下集合柵の点検口は設置されているか		はい・いいえ		
19					
20					

※備考 完了届・下水道開始届・完成図と同時に提出してください。

排水設備検査日 平成 年 月 日 手直し確認日

検査員氏名

印

第4章 排水設備に関する制度と事務手続き

《下水道使用開始届の書き方》

様式第7号(第11条関係)

下水道使用 **開始**・廃止
休止・再開 届 提出年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 桑名市長

住所 桑名市多度町多度1丁目1番地1

使用者 (フリガナ) ゲスイ 知
氏名 下水 太郎

工事完成日

次のとおり 〇〇年〇〇月〇〇日から **開始**・廃止
休止・再開 をしたいので届けます

設置場所	桑名市中央町2丁目37番地		
マンション アパート名			
使用者番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇		
設置者 (家主)	住所	桑名市多度町多度1丁目1番地1	
	氏名	下水 太郎	
使用水の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 水道水	<input type="checkbox"/> 井戸水	<input type="checkbox"/> その他 ()
排水設備設置 確認番号	第 〇〇-〇〇〇〇号	業者名	指定工事店名
	排水人員	5人	世帯数
水栓番号	〇〇〇〇〇〇	水道メーター番号	〇〇ミリ 〇〇〇〇〇〇
使用水の種類のうち水道水以外の水を利用する者は、水道水以外の水の使用届(様式第12号)を提出してください。			

※ 届出者は、これより上欄を記入してください。

下水道使用届

開始：下水道を使用する時に提出する。
 休止：下水道を休止する時に提出する。
 廃止：解体等で下水道を使用する施設がなくなった場合。
 再開：休止より下水道を再使用する場合。
 ※メーターが複数ある場合は、その件数の開始届が必要です。
 ※下水道の開始届は排水設備工事完成后5日以内に提出すること。
 ※記載事項を必ず記入すること。
 ※工事完成后5日以内に提出せずに、下水道使用料金を賦課できなかった場合は責任をもってその使用料金を支払うこと。

第4章 排水設備に関する制度と事務手続き

《水道水以外の水の使用届の書き方》

様式第12号(第15条関係)

水道水以外の水の使用届		申請日を記入
		年 月 日
(あて先) 桑名市長		
届出者 (使用者) 氏名(名称) (電話	住所(所在地) 使用者住所	使用者氏名 または名称 〇〇-〇〇〇〇
みだしのことにつき、次のとおり届け出ます。		
設置場所	排水設備装置設置場所	
世帯(使用)人員数	下水道利用者人数(通勤者含む)	
使用水の種類	<input type="checkbox"/> 井戸水 <input checked="" type="checkbox"/> 井戸水と水道水の併用 <input type="checkbox"/> その他	

届出者(使用者)本人が署名する場合、押印が省略できます。

※ 届出者は、これより上欄を記入してください。

市の調査事項	該当する箇所にし点を・・・申請される前に必ず相談してください。
世帯(使用)人員	
確認年月日	

上記届出を確認しました。								受付	・	・
部長	次長	課長	主幹	課長補佐	係長	主査	係	起案	・	・
								決裁	・	・

排水設備工事を依頼された時に水道水以外の水が下水道へ排除される場合提出すること。

- ・水道水以外の水を使用する場合は、使用量を確認するために検針用メーターを利用者の負担で設置すること。(8年毎に自己負担にて交換要)
- ただし、温泉水を使用する際、温泉メーターが無い場合は温泉メーターの設置について営業課と協議すること。
- ・水道水と井戸水等を併用する際に、クロスコネクションに注意すること。

第4章 排水設備に関する制度と事務手続き

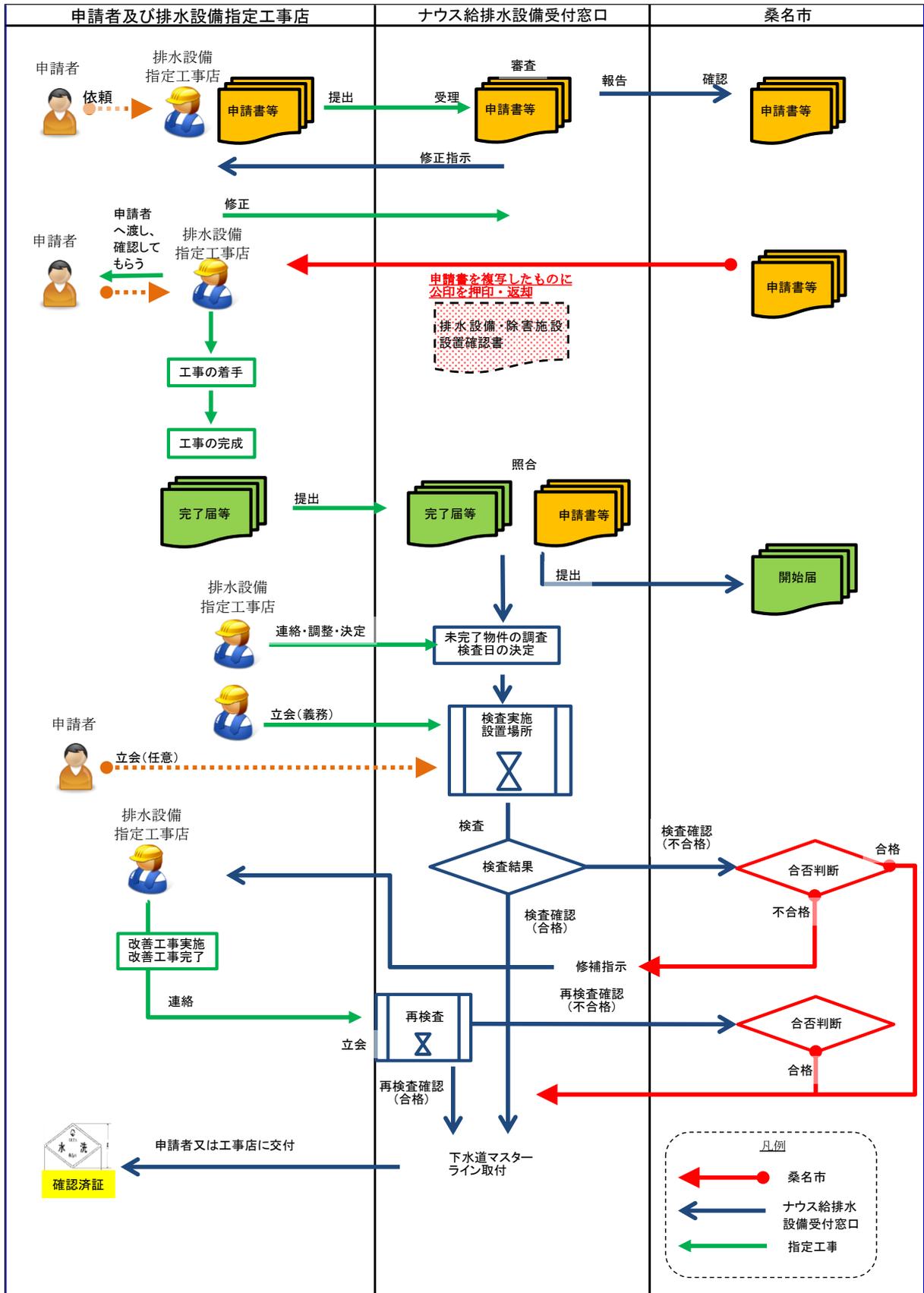


図-41 事務手続きフロー

3 公共汚水・雨水枡工事に係る事務手続

公共汚水・雨水枡工事及び事務手続きの流れは以下のとおりであり、公共汚水・雨水枡設置工事に係わる業務の窓口はナウス給排水設備受付窓口または上下水道部下水道課となる。

<ナウス給排水設備受付窓口が窓口となる業務>

- ①公共汚水・雨水枡の申請・審査・検査に係る業務

<上下水道部下水道課が窓口となる業務>

- ①公費・私費負担に係る判断業務
- ②農業集落排水処理施設供用区域に係る業務

(1) 工事着手前に必要な書類

公共汚水・雨水枡の工事を行おうとする者は、あらかじめ「公共汚水枡及び取付管設置工事申請書」に図面などの必要な書類を添付し、排水設備指定工事店を経由して管理者へ提出する。

排水設備指定工事店は、排水設備等の工事を行う前に、以下の書類を提出し、管理者の確認を受けなければならない。

- ①公共汚水枡及び取付管設置工事申請書 …… 公共汚水枡工事を行う場合、必ず提出
- ②公共雨水枡及び取付管設置工事申請書 …… 公共雨水枡工事を行う場合、必ず提出
- ③設置工事位置図 …… 必ず提出
- ④標準断面図・平面図・工法図 …… 必ず提出
- ⑤設置位置確認書 …… 必ず提出
- ⑥着工前写真 …… 必ず提出
- ⑦見積書 …… 公費負担の場合、必ず提出

※ 提出部数は、各書類とも1部

(提出先)

住所：桑名市役所 多度地区市民センター 1階 ナウス給排水設備受付窓口

(桑名市多度町多度一丁目1番地1)

委託業者：名古屋上下水道総合サービス株式会社

連絡先：0594-49-2188

第4章 排水設備に関する制度と事務手続き

公共汚水・雨水ます等の新設等の工事は、工事承認書類の交付を受けた後でなければ実施してはならない。

管理者は、提出された申請書類等が公共汚水・雨水柵に関する法令の規定に適合するものであることについて確認を行い、公共汚水柵及び取付管設置許可書（公共雨水柵の場合は、公共雨水柵及び取付管設置許可書）を申請者に交付する。施工業者は、当該書類を申請者へ渡し、公費の場合は桑名市上下水道部と、私費の場合は申請者と契約を締結した上で、工事を着工しなければならない。

（交付書類の受取先）

多度地区市民センター2階 連絡箱

工事を着工する際には道路占用許可等が必要となることから、以下のとおり申請を行うこと。

（市道における工事）

- ①道路占用申請・・・・・・・・道路管理者（土木課用地監理室）へ申請
- ②道路使用申請・・・・・・・・警察署へ申請
- ③道路工事施工届・・・・・・・・消防署へ申請

（県道・国道における工事）

- ①道路占用申請・・・・・・・・桑名市上下水道部下水道課へ提出（下水道課を経由し、所管へ申請）
- ②道路使用申請・・・・・・・・警察署へ申請
- ③道路工事施工届・・・・・・・・消防署へ申請

※工事箇所付近に「ゴミ収集場所」、「コミュニティバス・幼稚園バス等の経路」及び「小中学校通学路」等がある場合は、事前に関係各所へ連絡すること

（2）工事完了時に必要な書類

公共汚水・雨水ます等の新設等を行った者は、その工事完了後、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

排水設備指定工事店は、公共汚水柵及び取付管設置工事申請書等にもとづき、公共柵等の新設等を行い、その工事が完了後、速やかに以下の書類を管理者へ提出しなければならない。

- ①工事完成届・・・・・・・・必ず提出
- ②工事施工写真・・・・・・・・必ず提出
- ③完成図書・・・・・・・・出来高と当初提出図面に相違がある場合に提出

第4章 排水設備に関する制度と事務手続き

- ※ 提出部数は、各書類とも1部
- ※ 公費負担の工事については、完成届及び工事施工写真をもう1部ずつ工務課へ提出

(提出先)

住所：桑名市役所 多度地区市民センター 1階 ナウス給排水設備受付窓口
(桑名市多度町多度一丁目1番地1)

委託業者：名古屋上下水道総合サービス株式会社

連絡先：0594-49-2188

工事施行写真については、以下の内容について撮影を行うこと。

1) 工事着手前

- ア 掘削ライン・カッターライン等を白墨等で明記したもの
- イ 上流及び下流の双方向

2) 工事状況

①土工事関係

- ア 舗装切断、取壊し、積込、処理等の状況
- イ 土砂等掘削、積込、処理等の状況
- ウ 機械埋戻、転圧（砂基礎、在来土、切込碎石、流調碎石等）等の状況

②取付管関係

- ア 本管穿孔状況・完成
- イ 支管取付状況（接着剤塗布、番線結束）・完成
- ウ 取付管布設（配管）状況・完成
- エ 取付管出来形（延長等）確認

③公共柵関係

- ア 公共柵設置状況・完成
- イ 公共柵出来形（深さ等）確認
- ウ 鉄蓋設置状況・完成

3) 舗装復旧関係

①仮復旧関係

- ア 仮舗装施工状況・完成

②本復旧関係

- ア 仮舗装取壊状況
- イ 舗装ガラ積込・処理等の状況
- ウ 表層厚確認（下がり確認）
- エ 乳剤散布状況
- オ 表層転圧等の施工状況
- カ 白線ライン復旧状況

4) 工事完了後

着手前写真と同じ位置から同様に上流及び下流の双方向から撮影

※着手前・工事状況・舗装復旧・工事完了後の各写真は、黒板に日付を記入したものをうい、撮影日が分かるようにすること。

第4章 排水設備に関する制度と事務手続き

《公共汚水桝及び取付管設置工事申請書の書き方》

公共汚水桝及び取付管設置工事申請書
公共雨水桝及び取付管設置工事申請書

提出日を記入
年 月 日

(宛先) 桑名市長

様

申請者

住所

申請者の住所・氏名・

氏名

電話番号を記入

電話

申請者等の本人が署名
する場合、押印が省略で
きます。

印

排水設備を設ける場所 桑名市 排水設備を設ける場所の住所を記入	排水設備を設ける場所の土地所有者 住所 土地所有者の住所・氏名・ 氏名 電話番号を記入 電話
排水面積 土地面積 記入 m ² 建物面積 m ²	工事施工者 住所 工事施行者の住所・氏名・ 氏名 電話番号を記入 電話
建物の用途 適合する用途に○を付ける 自家 ・ 借家 ・ アパート 店舗 ・ 工場 ・ その他 ()	着工予定及び完成予定を記入 着工予定 平成 年 月 日 完成予定 平成 年 月 日
取付管 1. 径 径：必要とする口径を記入 2. 材質 材質：(例) 塩化ビニル管 3. 勾配 勾配：○○% 4. 延長 延長：○○.○m	公共汚水桝 1. 径 径：深さに応じて変更 2. 材質 材質：(例) 塩化ビニル管 3. 数量 数量：設置する戸数
設置費 公 費 ・ 私 費	メーター番号 水道メーターがある場合は記入
公共汚水桝設置及び取付管設置に伴い、次のとおり道路を加工したいから併せて申請します。	
1. 工事場所	上記のとおり 別紙見取図あり
2. 工事面積	別添図面のとおり
3. 工事目的	上記のとおり
4. 工事期間	上記のとおり
5. 工事方法	別添図面のとおり
6. 工事物件の構造	別添図面のとおり

第4章 排水設備に関する制度と事務手続き

《公共汚水ます設置位置確認書の書き方》

別紙様式(第6条関係)

提出日を記入
年 月 日

(宛先) 桑名市長
公共汚水ます設置位置確認書
様

受益者 住所 受益者の住所・氏名
氏名 を記入

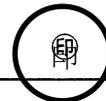


下記のとおり公共汚水ますの設置位置を確認しました。

記

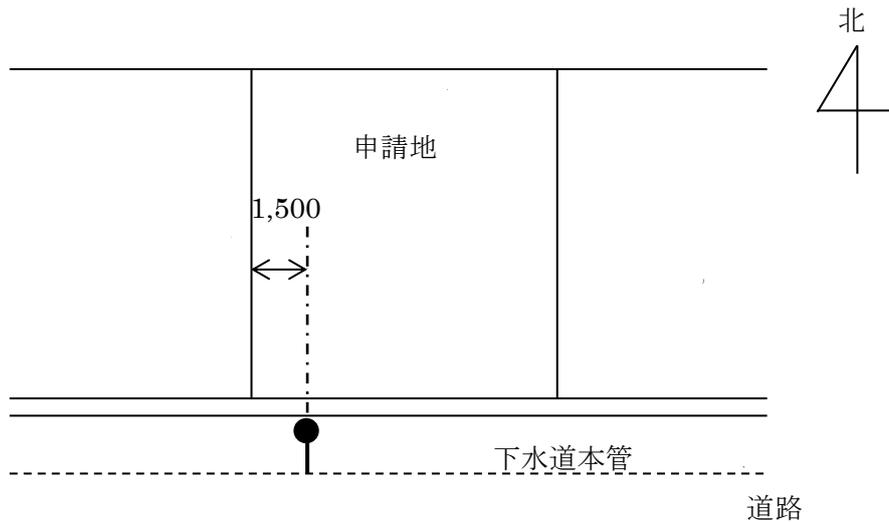
設置場所	桑名市 公共汚水枿の設置場所の住所を記入
建物用途	一般住宅 会社事務所 工場 店舗 アパート(寮含む) その他(適合する用途に○を付ける
	土地所有者同意 住所 土地所有者の住所・氏名 氏名を記入

受益者等の本人が署名する場合、押印が省略できます。



設置位置 凡例 ●公共汚水ます

宅地と道路境界の平面図を記入し、個別公共汚水枿の設置予定箇所を隣地境界線からの離れを記入して下さい。
方位を記入して下さい。

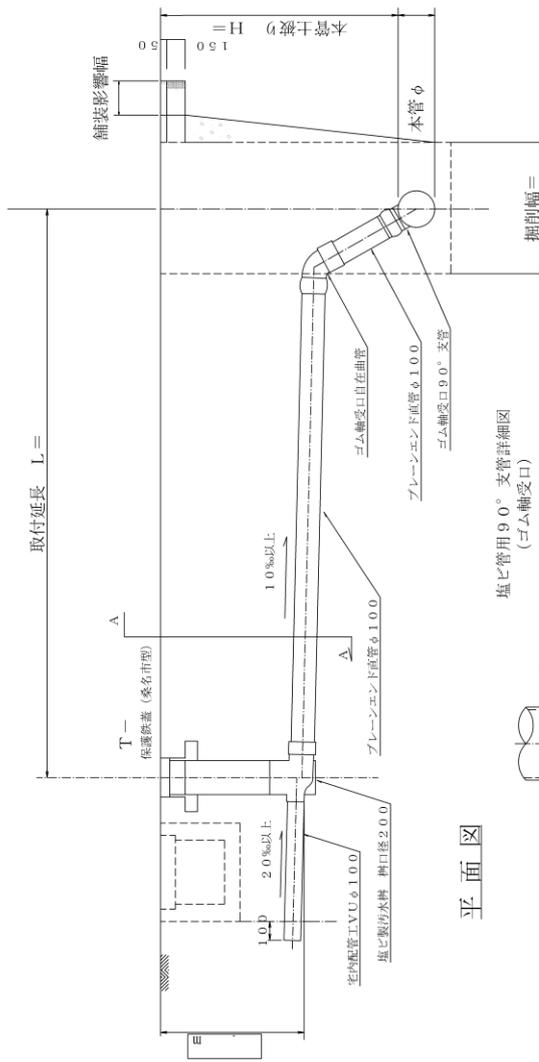


※土地境界より汚水ます設置箇所までの寸法を記入してください。

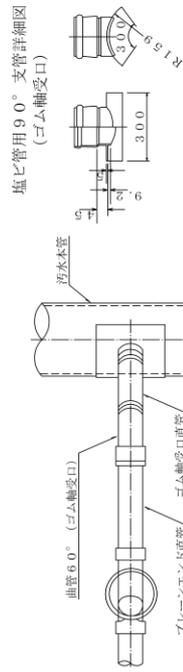
公共汚水枮及び取付管設置工事

申請箇所	着工前写真
<p>公共汚水枮を設置する予定箇所の位置図を添付して下さい。</p> <p>ゼンリン地図等可</p> <p>汚水枮設置予定箇所に◎等を記入して下さい。</p> <p>方位を記入して下さい。</p>	<p>公共汚水枮設置予定箇所の写真を2枚添付し</p> <p>汚水枮設置予定箇所を赤で記入して下さい。</p>

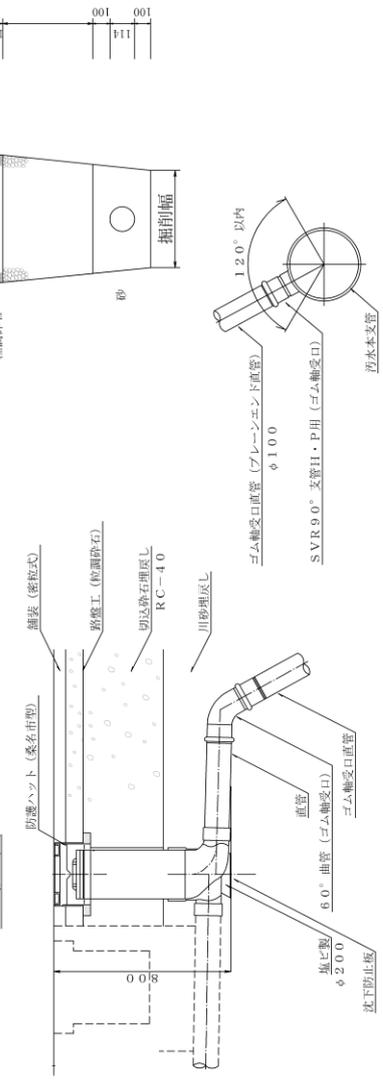
標準断面図



平面図



工法図



公共汚水柵設置及び取付管工法

必要箇所を記入して下さい。
 また、標準図で施工ができない場合は
 別途図面を作成し
 申請窓口への協議をお願いします。

第4章 排水設備に関する制度と事務手続き

《工事完成届の書き方》

工 事 完 成 届

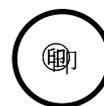
(公共汚水柵・雨水柵及び取付管設置工事)

(公共汚水柵・雨水柵及び取付管移設工事)

提出日を記入
年 月 日

桑名市長 様

申請者 住所 申請者の住所・氏名
氏名 を記入



申請者本人が署名
する場合、押印が省
略できます。

次の工事を完了致しましたから報告します。

- 1 排水設備設置場所 桑名市 排水設備設置場所の住所を記入
- 2 工 事 期 間 着手 平成 工事期間を記入
年 月 日
完成 平成 年 月 日
- 3 完成年月日 平成 完成年月日を記入
年 月 日
- 4 添付書類 (工事写真) 1)位置図
2)工事写真
- 5 その他

第4章 排水設備に関する制度と事務手続き

(3) 工事完成検査

排水設備工事完了届を受理後、責任技術者の立会のもと現場検査を行い、工事が適正に実施されたかの確認を行う。

公共枮等の設置及び構造が関係法令の規定に適合するものであるかどうかについては、あらかじめ申請を受けて、その計画の確認を行うが、工事完了後の設置状況の確認も重要であり、この確認を行うのが工事の検査である。

公共枮等工事の検査については、工事完了後速やかに行うものとする。特に、公費負担の場合においては、工事完了日を含め14日以内に検査を実施する。

また、公共枮等の接続確認の結果、公共下水道の機能を著しく阻害するなど不備を認めるときは、7日以内に改善を行うこと。

4 開発行為等における排水設備工事について

都市計画法に基づく開発行為において、排水設備を設置して下水本管または排水路等の排水施設に接続する場合、排水施設管理者の同意が必要となる。

都市計画法に基づく開発行為の概略は以下の通りであるが、その行為が開発行為等に該当するかどうかについては建築開発課開発指導係と協議すること。「開発行為」とは都市計画法第4条第12項で「主に建築物の建築または特定工作物の建設のために行う土地の区画形質の変更」と定義されている。

許可に際しては、同法第32条に基づき「公共施設管理者の同意及び協議」が必要となり、排水設備の接続先となる下水道または排水路等の管理者の同意が必要となる。

<関連法令等>

「都市計画法」

「三重県宅地開発事業の基準に関する条例」

「三重県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則」

「桑名市開発行為に関する指導要綱」等

第3節 融資あっせん制度等の事務手続

1 水洗便所改造等資金融資あっせん制度

本市では、既設の便所（し尿浄化槽による水洗便所を含む。）を水洗便所に改造する工事と、これと同時に施工する排水設備工事に必要な資金を金融機関から市が利子の一部を負担し、低利で融資を受けられるようにあっ旋する制度を設けている。

（1）融資あっせん対象

本市では、下水道の利用を促進し生活環境の改善を図るため、処理区域内において、既設の便所（し尿浄化槽による水洗便所を含む。）を水洗便所に改造する工事を行う者で、以下に掲げた要件を備えている者に対して、桑名市水洗便所改造等資金融資あっせん規程に基づき、必要な資金を融資あっせんする制度を設けている。なお、当該融資あっせんは、1家庭1回限りとなる。

- ①市内に住んでいること。
- ②自己資金のみでは、工事費を一時に負担することが困難であること。
- ③市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- ④融資あっせん資金の償還能力を有すること。
- ⑤確実な連帯保証人があること。

（2）融資あっせんの申請

融資あっせんを受けようとする者は、あっせんにより金融機関から資金の融資を受ける場合に連帯保証人となる者と連署押印の上、以下に掲げる書類を添えて水洗便所改造等資金融資あっせん申請書を管理者に提出する。

- ①排水設備設置確認申請書
- ②市税納税証明書（連帯保証人となる者を含む。）

（3）融資あっせんの決定

管理者は申請を受けた後、当該申請に係る目的及び内容が適正であるかどうかを審査し、その適否を決定したときは、水洗便所改造等資金融資あっせん決定通知書に排水設備・除害施設設置確認書を添えて申請者に通知する。

（4）届出義務

融資あっせんを受けた者（以下、「借受人」という。）は、次に掲げる事項が生じた場合は、水洗便所改造等資金借受人住所等変更届を管理者へ提出しなければならない。

- ①借受人又は連帯保証人が住所又は氏名を変更するとき。
- ②連帯保証人を変更するとき。
- ③借受人又は連帯保証人に弁済能力がなくなったとき。

第4章 排水設備に関する制度と事務手続き

(5) 融資あっせん額

融資あっせん額は、以下に示す内容としている。

平成 27 年 4 月時点

貸付限度額	50 万円（共同住宅の場合は 1 戸 20 万円以内で総額 100 万円以内）
利息	年利 1 %
償還方法	36 回以内の毎月元利均等償還

2 生活扶助世帯に対する水洗便所等改造工事補助金交付規程

本市では、生活扶助世帯^{*}において既設の便所（し尿浄化槽による水洗便所を含む。）を水洗便所に改造する工事と、これと同時に施工する排水設備工事に対し、予算の範囲内において補助金を交付する制度を設けている。

(1) 交付対象

本市では、生活扶助世帯の所有に係る下水道の処理区域内の建物に設けられている既設の便所（し尿浄化槽による水洗便所を含む。）を水洗便所に改造する工事に対し、桑名市生活扶助世帯に対する水洗便所等改造工事補助金交付規程に基づき、予算の範囲内において以下に掲げた対象工事について補助金を交付する。

- ①処理開始の公示の日から 3 年以内に行う自己の居住の用に供する住宅における工事
- ②既設の便所（し尿浄化槽による水洗便所を含む。）を水洗便所に改造する必要最小限の工事
- ③既設の便所（し尿浄化槽による水洗便所を含む。）と同時に施工するその他の排水設備の新設又は改造する必要最小限の工事

なお、処理開始の公示の日以後に建築基準法第 6 条の規定による建築確認申請書の必要な新築、改築、増築又は移転をする場合やその他管理者が不相当と認める場合については対象としない。

^{*}生活扶助世帯とは、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項第 1 号の生活扶助を受けている世帯をいう。

(2) 交付の申請

補助金の交付を受けようとする者は、排水設備設置確認申請書の提出に併せて、水洗便所等改造工事補助金交付申請書を管理者に提出する。

第4章 排水設備に関する制度と事務手続き

(3) 交付の決定

管理者は申請を受けた後、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、水洗便所等改造工事補助金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知する。

(4) 補助金の請求

交付決定の通知を受けた者は、排水設備等の工事完成確認後、水洗便所等改造工事補助金交付請求書を管理者に提出する。

(5) 補助金の交付

管理者は補助金に係る請求書を受領後、補助金を交付する。

(6) 補助金額

補助金額は、(1) 交付対象に定める補助対象工事に要する経費の全額とする。